

日本新聞協會事業概要

特 249

344

247

589



始



3

2

特249  
589

新聞事業關係者の爲めに設立された日本新聞協會は、今や

二十周年を迎へて、愈其使命を果さんとしつゝあり。

使命を果さんが爲めには會員の協心戮力に俟たざるべからず、會員の協心戮力の効果は其數に正比例す。

此好機に際して會員の倍加を圖らんとす。切に會員諸君が本協會の趣旨と使命に鑑み、會員の増加に力を添へられん事を望んで止まず。

新聞人の福祉の爲めに。我等の日本新聞協會の爲めに。



本書は「日本新聞協會二十年史」より抜萃編輯したるものなり

## 日本新聞協會事業概要

### 創立より二十周年まで

日露戦後我國の新聞界が飛躍的發達を遂げると共に、關係團體も春秋會、國際新聞協會を初め廣告販賣等に關するものが組織されたが、廣く全國的新聞社を網羅する團體の組成を見るに至らず、多くの新聞社の如きは幾多の不利不便を免かれなかつたので、明治四十五年各新聞の共同利益を増進し親睦を圖る目的を以て、新聞同志會が發企され、翌大正二年四月八日新聞協會の名に於て東京に創立總會を開き、茲に本協會の生誕を見たのであつた。當時の會員百一社創立總會の出席者七十一社を數へた。

爾來毎年一回大會を開いて、新聞用紙問題を初め、廣告代理業者營業稅撤廢、新聞紙法改正、電信電話料低減等、新聞經營上の重要問題に對して常に積極的活動を續け、大正九年以來會員の共濟事業に就いて準備を急ぎ、十五年細則の決定と共に之が實施を見るなど、内に外に會員の爲めに最善の努力を致した。斯くて大正十一年來完全に全國新聞通信界を網羅するものとなり、新聞關係團體中最大にして最權威ある團體として認めらるゝに至つたが、昭和五年には長くも總裁として、東久通宮稔彦王殿下を奉戴した事は、確乎不拔の基礎を築いた證左

として、感激と光榮の極みである。

昭和六年秋滿洲事變の勃發に因つて國際間の論議沸然たるに當り、十一月十四日附を以て全國加盟各新聞紙上に聲明書を發表すると共に、國際聯盟宛之を打電して其反省を求めるところがあつた。

斯くて協會の使命は愈重且つ大を加へつゝ、茲に二十週年を迎へんとするのであつて、現在の加盟社百九十四社、會員甲種二百七名、乙種四百二名である。

## 日本新聞協會大會誌

- 第一回 大正二年四月八、九兩日東京帝國ホテルに開催、出席者八十六名。  
第二回 同三年四月八、九兩日帝國ホテルに開催、出席者百四名、板垣伯を名譽會長に推す。  
第三回 同四年四月十五、六兩日帝國ホテルに開催、出席者百六社百三十四名。  
第四回 同五年四月一、二兩日上野精養軒に開催、出席者九十九社百三十八名。  
第五回 同六年四月二十五、六兩日上野精養軒に開催、出席者百二十五社百七十五名。  
第六回 同七年四月十五、六兩日全國新聞各國體聯合大會と併せて帝國ホテルに開催、出席者百六十三社二百十二名。

- 第七回 同八年五月五日帝國ホテルに開催、出席者百六十六社二百三名。  
第八回 同九年四月十三日より十七日に互り全國新聞通信記者大會を併せて大阪に開催、出席者百七十三名。  
第九回 同十年四月八日より十日に互り東亞新聞大會と共に東京に開催、中華民國其他の出席者二百零八名。  
第十回 同十一年三月三十一日より四月三日に互り東京に開催、出席者五十七社二百二十七名。  
第十一回 同十二年五月十三日より二十日に互り朝鮮滿洲に開催、出席者百二十六社二百十四名、京城、奉天、大連、撫順等を視察。  
第十二回 同十三年十月十二日より十九日に互り臺灣に開催、出席者七十八名、臺北、臺中、臺南、高雄屏東、嘉義を視察。  
第十三回 同十四年四月五日より十四日に互り九州に開催、出席者八十五社百三十九名、熊本市に大會を開き清浦子爵を會長に推薦し、福岡、八代、鹿兒島、宮崎、別府、大分等を視察し大阪にて解散。  
第十四回 同十五年八月十日より十九日に互り北海道に開催、出席者七十八社百二十六名、函館、札幌、小樽、苫小牧、室蘭、旭川を視察。

**第十五回**

昭和二年十一月二十一日より二十四日に互り東京に開催、出席者百十四社二百十六名。

**第十六回**

同三年十一月十八日より二十日に互り大阪及京都に開催、出席者二百二十一名。

**第十七回**

同四年九月二十日より二十三日に互り朝鮮に開催、出席者九十九社百七十七名、京城、蔚山、慶州、金剛山を視察。

**第十八回**

同五年四月八日より十一日に互り東京に開催、出席者百二十一社二百二十五名、總裁 東久通 宮稔彦王殿下奉戴式を舉行。

**第十九回**

同六年四月八日より十一日に互り名古屋伊勢方面に開催、出席者百七社百九十二名。

**第二十回**

同七年四月十八日より二十一日に互り北陸地方に開催、出席者百十三社百九十四名、金澤に大會を開き十九日永平寺に於て新聞界物故者追悼會を營み、福井、高岡、富山等を視察。

**臨時大會**

大正四年六月十四、五兩日日光に開きたる外、同五年十一月二十七日東京帝國鐵道協會に新聞用紙値上問題に就き臨時大會を開く。

## 日本新聞協會の事蹟

### 新聞用紙問題

新聞用紙需給關係及價格問題は、新聞經營上一日も忽がせにする事は出来ない。本協會創立當時、新聞用紙の需給關係圓滑を缺く惧れがあつたので、大正三年共同洋紙合資會社と本協會との間に、地方新聞社に對する新聞用紙供給に關し、大正四年三月三十一日迄紙價据置及供給の圓滑を圖る方法等に就て協定を結んだ。

**第一回値上阻止**

世界大戰の影響を受けて新聞用紙の暴騰となり、大正五年二月製紙會社側より、原料運賃其他の暴騰を理由として、三割方の値上要求の申出があつたので、本協會は會員中の代議士の協力により、新聞用紙の輸出禁止及輸入税廢止の兩案を議會に提出して之に對抗する事となつたが、偶ま政府當局の調定となり、二月二十一日會社側より値上要求を取消し解決した。

**第二回値上**

然るに同年十月十八日に至つて再び値上の要求があり、協會の特別委員は慎重考究の結果、四圍の情勢から値上の已むを得ざるを認め、十一月二十七日臨時大會を開いて會員の賛同を求め、製紙會社と折衝の末、大正五年十一月一日から六年九月三十日迄即ち十一ヶ月間壹割値上に協定した。

**第三回値上** 大正六年六月の第五回大會に於て、新聞用紙問題解決のため十七社の實行委員を挙げ、東京大阪の各社と協調し値上防止に努力したが、到底直接交渉の餘地がないので、政府當局に對し運動の結果、仲小路農相の仲裁によつて會社側の要求額三割を二割値上げと一割方減額として協定成立した。

**第四回値上** 大正七年製紙會社側は東京新聞社側と値上に關して、六月二十六日より現在取引値段より壹圓五十錢上げの協定をなしたので、地方新聞社も之と同様の條件とし期限も一ヶ月延期方を交渉し、遂に同一條件に解決を見た。

**第五回値上** 大正八年更に會社側は壹連につき八十六錢の値上げを要求したが、東京新聞社側は理由なきものとして一蹴する事となつたので、協會としても同一步調を取り、種々交渉を重ね、結局要求額の半額即ち壹連につき四十三錢の値上とし、實行期を二ヶ月延期する事に協議が纏つたのであるが、此の二ヶ月延期を換算すれば、壹連參拾四錢四厘の値上となつた譯である。

**割戻問題** 連年値上を見た新聞用紙も世界大戰終了と共に漸落歩調となつたので、昭和二年二月、交渉委員を挙げ値下交渉を行ひ、會社側の希望によつて、値下の形式を執らず、壹連につき參拾錢の割戻をなす事となり、實質に於て參拾錢の値下を見たのである。

**第一回値下** 昭和五年四月の第十八回大會に於て會員より値下の要望あり、實行委員を挙げ會社側と折衝し、五年六月二十六日から從來の建値一連金五圓拾錢也を金四圓六拾錢也とし、金參拾錢の割戻は從來通りとする事に決し、五拾錢方の値下を見たのである。

**第二回値下交渉** 昭和六年四月用紙問題常任委員會は

一、參圓五拾錢見當の希望を附して製紙會社に對し値下を交渉する事を決定し、築田、勝田、大宮三氏を實行委員として會社側と交渉中である。

### 用紙問題調査常任委員會

前述の如く本協會は大正五年以來、新聞用紙問題に就いて努力を續けて來たのであるが、昭和二年の第十五回大會の決議によつて、新聞用紙の紙質改良及價格調査の爲め、常任委員を選出する事となり別表の如く委員の決定を見、爾來同委員の活動に俟つ事となつた。

### 關稅撤廢運動

新聞用紙の價格低減の爲めには、新聞用紙及製紙用バルブの關稅撤廢が必要であるので、本協會では第一、二兩大會に於て

一、印刷料紙中新開用紙ノ關稅撤廢ヲ期ス

との決議を行ひ、昭和二年の第十五回大會では、製紙用パルプの輸入稅撤廢を決議し、引續き運動を續けて來たのであるが、目的を貫徹するに至らぬのみか、昭和七年關稅調査會に於て却つて引上を見るやも計られぬ情勢となつたので、六名の委員は犬養首相初め各大臣を訪問して、極力之が阻止に盡力した結果、五月二十四日の閣議に於て、新聞の公共性に鑑み新聞用紙のみは稅率引上を除外する事となつた。

### 營業稅撤廢問題

新聞廣告代理業者に營業稅を賦課する事の不當である事は云ふまでもない所であるが、本協會は第二回大會にその全廢方を決議して先づ第一聲を上げ、關係代議士の協力を得て運動を繼續し、第三、五兩大會に再び決議を行ひ、大正七年には四名の委員を舉げて當局に撤廢方を迫り、極力努力を續けた結果、大正十二年に至つて目的を貫徹し、新聞廣告代理業者に對する營業稅は全免される事となつた。然るに尙地方稅は依然賦課されて居るので、昭和二年十月の第十五回大會に於て、地方稅を賦課するは國家が營業收益稅の賦課を特免せる趣旨に背反するものとしてその全廢を決議し、地方當局の反省を求むる所があつた。

### 新聞紙法改正問題

現行新聞紙法並に出版法は二十四年前の制定に係り、今日の新聞界に對する制裁法としては不備のものである事は、當局に於ても認むる所であり、之が改正に就いて議會に改正案の提出を見、第五十議會には衆議院を通過したが貴族院に於て擱置となり、第五十二議會にも出版物法案が提出されたが、之亦成立せず、内務省警保委員會に於て研究が續けられて居るのである。

本協會に於ても第一、二、三各大會に於て、新聞紙法第十九條及第二十三條の改正を決議し、第七、八、九、十三、十四の各大會にも同様の決議を行ひ當局の善處を促したのであつたが、昭和二年第五十二議會に政府から提出された出版法案は、寧ろ改惡とも云ふべきものであつたので、直ちに之が實現阻止に盡力した。

他方新聞紙法の研究に就いても昭和三年六月の役員會には、内務省土屋圖書課長の出席を乞ふて、警保委員會にて審議中の新聞紙法案の内容に就いて詳細の説明を聴取し、同五年四月の第十八回大會には、特に左の講演を開いて會員の研究に資する所があつた。

新聞紙法に就て

内務事務官 小林 尋 次 氏

同

國民新聞社主幹 山根 眞 次 郎 氏

## 共 濟 事 業

社會の第一線に立つて奮闘する新聞關係業者に後顧の憂なからしむる事は、その天職を完うせしめる上に於て必須の事であらねばならない。歐米各國に於ては既に此種施設の成立を見て居るのであるが、我國に於ては何等の施設のないのを遺憾とし、本協會の重大責務の一として、大正九年以來審議を重ね、十一年三月の第十四回大會に於て、會則の改正を行つて共濟の條文を加へ、十五年共濟事業暫定細則（別項参照）を施行し、一方朝野の有力者の援助を求めて資金の充實に努めた結果、六年度現在の基金は

一、金拾八萬七千九百七十六圓五拾參錢也  
前年度繰越金  
利 子

一、金七千五百七拾貳圓八拾七錢也  
合計金拾九萬五千五百四拾九圓四拾錢也  
を計上するに至つたのである。

斯く本協會の共濟事業は漸く其第一步を踏出したに過ぎず、細則施行以來今日迄に之が適用を受けた人員四十四名、支出金額一千八百七圓五拾錢であるが、更に基金の充實を俟つて細則の改定を行ひ共濟方法の完璧を期すべく、以て會員に對する有形無形の福祉を増進し、安じて其使命に邁進する様最善の努力を續けて居る。

## 廣 告 料 不 拂 問 題

新聞經營上の生命線である廣告料の不拂問題は、常に新聞社並に廣告代理業者を悩ます問題であるが、本協會は廣告不拂者に對する制裁方法として、代理業者は一切該不拂者の廣告を取扱はず、新聞社も其廣告を掲載せざる事に決定し、前後數回不良廣告主に對して之を適用したが、昭和二年八月廣告料不拂通知に關する委員を設置する事となり、八箇條の委員會規定を制定した。

## 電 信 電 話 料 問 題

電信電話は新聞製作上の生命線であり、其整備及料金の如何は直ちに新聞製作の上に至大の影響を及ぼすものであるが、本協會は創立以來引續き第一、二、三、五の各大會に電信電話料低減の決議を行つて、當局の注意を喚起した結果、大正九年に至つて外國電報料は

倫 敦 巴 里 伯 林  
一 語 六 十 四 錢  
舊  
新  
五 十 五 錢



と約二割方の引下を見たが、尙外國のそれに比して高率にあるので、第十二、第十四兩大會に於ても同様の決議をなし、大正十三年には桑港紐育宛各一錢、引續き十五年には桑港宛九錢、紐育宛十五錢の各引下が行はれた。昭和二年の第十五回大會には、ゼネバに開會された國際新聞専門家會議の決議に係る、電信料低減其他を決議し、絶えずその低減方を強調したが、同年倫敦巴里伯林宛は十五錢方引下げられるに至り、本協會創立當時と比較すれば左の如く約半額の低減を見た譯である、更に四年十月から米國宛LCプレス（後廻し新聞電報）制度の實施を見たのは、電信料低減に等しいものである。

	大正二年	昭和七年	後廻電報
倫敦巴里伯林	六十四錢	三十四錢	—
桑港	八十錢	三十六錢	十八錢
紐育	九十二錢	四十五錢	二十七錢
上海	十二錢	八錢	—

又大正十三年十一月から、至急新聞電報制度が實施されたのは、至急報の三分一減額に等しいものである。昭和四年朝鮮に開催の第十七回大會に於ては、殖民地宛電信電話料の低減を決議したが、翌五年九月、朝鮮内に

於ける新聞豫約電話料二割の低減が行はれた。

一方電信電話設備の擴充に於ても着々實現を見たが、就中大正十三年七月、朝日、日日、時事三社の東京大阪間、日本電報通信社の東京福岡間直通専用電話線の敷設は、新聞通信上に新時代を劃したものと云ふべく、又無線電信局の増設によつて、對外通信機能の改善充實を見た。

斯くして本協會の要望は順次容れられ、新聞界に多大の便益を齎らしたのである。

### 總裁宮殿下奉戴

本協會が逐年内容を充實して眞に全國新聞通信界の最も權威ある團體として内外に認められるに至つたが、更に昭和五年本協會總裁として、東久通宮稔彦王殿下を奉戴するの光榮に浴した事は、獨り本協會の光榮に止まらず、本邦新聞通信界の一大名譽として感激に堪へない所である。

總裁宮殿下には第十八回以來毎年の大會に台臨、優渥なる令旨を賜ひて會員を激勵あらせられ、或は新聞界高齡者に彰徳の御沙汰書を賜はり或は協會功勞者に御下賜品あるなど、常に御心を協會の上に注がれその向上發展に御鞭撻を賜ひつゝある事は感銘の限りで、協會の責務愈々益々重且つ大を加へるを覺えるのである。

## 對 外 宣 言

一切の政黨政派を超越し日本に於ける言論機關の代表的公共團體として、國家の死活問題に關し其所見を開陳する事は本協會の義務であるが、昭和六年九月滿洲事變の勃發は、國家並に國際的に影響する所頗る重大なるに鑑み、本協會は事件の真相並に我國民の覺悟等を中外に宣明するの必要を感じ、十一月十四日全國加盟新聞社は各紙上一齊に聲明書を發表すると共に、宛もゼネヴァに於て開會中の國際聯盟に向け數千語に互る長文の聲明書を打電し、又在京各國大公使にも同文を送達して大に反省を求むる所があつた。

## 日本新聞協會々則

- 第一條 本會ハ日本新聞協會ト稱シ日刊新聞社、日刊通信社等新聞事業ニ従事スル者ヲ以テ組織ス
- 第二條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク
- 第三條 本會ハ専ラ親睦ヲ旨トシ會員相互ノ共濟ヲ計リ斯業ノ發達並ニ文化ノ向上ヲ期スルヲ以テ目的トス  
但シ政治問題ニ關與セザルモノトス
- 第四條 前條ノ目的ヲ達スル事業及之ニ關スル細目ハ理事會ニ於テ之ヲ決定ス
- 第五條 本會ハ皇族ヲ總裁ニ奉戴ス
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- |             |             |
|-------------|-------------|
| 一、會 長 壹 名   | 一、相 談 役 若干名 |
| 一、理 事 長 壹 名 | 一、理 事 若干名   |
| 一、監 事 參 名   | 一、評 議 員 若干名 |
- 但理事ハ互選ヲ以テ常任理事若干名ヲ置クコトヲ得
- 第七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總轄ス
- 第八條 相談役ハ會務ニ參與シ會長事故アル時ハ理事會ニ於テ豫メ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス
- 理事長ハ理事會ヲ代理シ理事會長ヲ補佐シ會務ヲ掌理ス

監事ハ會計並ニ會務執行ノ狀況ヲ監査ス

第九條 會長相談役ハ評議員會ニ於テ之ヲ選定シ、理事及監事ハ評議員中ヨリ之ヲ互選シ、理事長ハ理事中ニ於テ之ヲ互選ス

第十條 本會ニ書記長一名並ニ書記若干名ヲ置ク

書記長並ニ書記ハ理事長之ヲ選任シ庶務ニ従事ス

第十一條 評議員ハ大會ニ於テ之ヲ選舉シ會長之ヲ薦任ス

第十二條 會長、相談役、理事及評議員ノ任期ハ三ケ年トシ監事ハ二ケ年トス、但シ再選ヲ妨ケズ

第十三條 役員ノ缺員三分ノ一以内ナルトキハ補缺ヲ爲サザルコトヲ得

補缺役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス

第十四條 役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄ハ其職務ヲ行フモノトス

第十五條 役員ハ會長ヲ除ク外就任當時ノ所屬社ト無關係トナリタル時ハ失格トス

第十六條 新聞界ニ功勞アリシ人並ニ本會ノ爲メニ特ニ授助ヲ與ヘラレタル人ハ評議員會ノ決議ニ依リ名譽會員ニ推薦ス

第十七條 本會ハ一年一度大會並ニ評議員會ヲ開ク、但シ臨時大會並ニ臨時評議員會ヲ開クコトアルベシ

第十八條 評議員會ニ於テ議決又ハ審査スベキ事項ノ概目ハ左ノ如シ

一、本會ノ會則變更ニ關スル事

二、本會ノ豫算ニ關スル事

三、決算報告ニ關スル事

第十九條 評議員會ノ開會ハ評議員四分ノ一以上ノ出席アルコトヲ要ス  
但シ再度招集スルモ尙四分ノ一ニ達セザルトキハ此ノ限ニアラズ

第二十條 理事會並ニ評議員會ノ決議ハ多數決ニ據ル可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十一條 理事會ハ必要ノ都度開會ス

第二十二條 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月末日ニ終リ大會ニ之ヲ報告ス

第二十三條 本會ノ會員タラントスルモノハ會員二名以上ノ紹介ヲ要シ理事會ニ於テ之ヲ決定ス

第二十四條 入退會ノ手續並ニ會費入會金等ハ理事會ニ於テ之ヲ決ス

## 入退會及會費、入會金ニ關スル細目

第一條 本會々員ヲ別チテ左ノ二種トス

イ、甲種會員      ロ、乙種會員

第二條 甲種會員ハ日刊新聞社、日刊通信社、新聞廣告代理業者ノ代表者並ニ同一社内ノ副社長其他重役、主幹主筆等ニシテ代表者ヨリ之ヲ推薦シ甲種會員二名以上ノ紹介ニ依リ理事會ノ承認ヲ得タルモノトス但シ代表者ハ一社一名ニ限ル

第三條 乙種會員ハ參ケ年以上日刊新聞、日刊通信、新聞廣告代理業ニ従事シタルモノニシテ、其從屬スル甲種

會員ノ紹介ニ依リ理事會ノ承認ヲ得タルモノトス

第四條 乙種會員ニシテ甲種會員ヲ有セザル日刊新聞社、日刊通信社、新聞廣告代理業者ニ轉ジタル場合ハ會員タル資格ヲ失フモノトス

第五條 乙種會員ガ所屬社ヲ退任シタル場合ハ其資格ヲ失フモノトス

第六條 除名ニアラズシテ本會ヲ退會シタルモノガ再入會スル場合ハ入會金ヲ要セズ

第七條 本會入會金ハ左ノ如シ

甲種會員 金壹百圓也 乙種會員 金拾圓也

但シ乙種會員ガ甲種會員トナリタル場合ハ入會金ヲ要セズ

第八條 本會會員ノ會費ハ左ノ如シ

甲種會員 年額金貳拾圓也 乙種會員 年額金六圓也

第九條 會費ハ毎年度ノ始メニ於テ納入スルモノトス

但新入會者ハ入會申込ノ其ノ年度ノ會費及入會金ヲ納入スルモノトス

第十條 會員退會ノ場合其ノ如何ナル理由アルモ一度納入シタル入會金及會費ハ返戻セズ

第十一條 本會々員ニシテ本會ノ體面ヲ毀損スル行爲アリト認メタルトキ及會費ノ拂込ヲ怠リタルトキハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス

第十二條 會費怠納ニ依ル除名ハ怠納期限ヲ一ケ年トス

### 附 則

第十三條 本細目ハ大正十四年十二月三日ヨリ施行ス 但シ本細目施行前ニ於ケル會員ノ既得權ハ之ヲ認ム

第十四條 乙種會員ノ入會金ハ大正十五年度通常大會開會迄ニ入會ノ手續ヲ了シタルモノニ對シテハ之ヲ免除ス

第十五條 本細目施行前ニ於ケル會員ノ代表者ハ甲種會員ト見做ス

前項ノ甲種會員ヲ除ク現在役員ハ乙種會員ト見做ス

第十六條 本細目第三條中三ケ年以上從事シタルモノナルコトヲ要スル規定ハ當分ノ間之ヲ適用セズ

第十七條 乙種會員ノ入會ニ對シテハ曩ニ大正十五年度大會迄ノ入會ハ入會金ヲ要セザル旨決議セルモ更ニ此期間ヲ延長シ當分ノ間入會金ヲ免除スルモノトス

### 共濟事業暫定細則

會則第四條ニ依ル會員相互共濟ノ事業ヲ實施スルニハ相當多額ノ基金ヲ必要トスルモノナルニ付速ニ一定ノ基金及豫定ノ會員數ヲ得ル事ニ努力スルコト、シ當分ノ間暫定細則ヲ左ノ通り定ム

第一條 本細則施行ニ要スル基金ハ篤志寄附金及甲乙兩種會員ノ拂込ミタル會費並ニ兩者ヨリ生ズル利息ヲ以テ之ニ充ツ

第二條 贈與ヲ受クベキ場合及其標準左ノ如シ

一、死亡ノ時 該會員ノ入會後拂込ミタル會費ノ累計額及其利子並ニ相當ノ弔慰金

二、退會ノ時 三ケ年以上繼續シテ會員タリシ者ニシテ退會ノ場合ハ入會後拂込ミタル會費ノ累計額及之ニ

三、公務ニ據ル疾病若クハ遭難ノ時 輕重竝ニ諸般ノ事情ヲ參酌シ理事會ニ於テ之ヲ評議シ相當ノ贈與ヲ爲ス

第三條 前條ニ該當セザル場合ト雖モ理事會ニ於テ共濟ノ必要アリト認メタル際ハ會員若クハ其遺族ニ對シ相當ノ贈與ヲ爲スコトヲ得

第四條 會員ニシテ本細則ニ該當ノ事故發生シタル時ハ詳細ニ事實ヲ具シ本會ニ之ヲ通知スベシ

第五條 前條ノ通知ニ接シタルトキハ直ニ其手續ヲ了スベシ

第六條 本細則ニ依リ共濟ヲ受クベキ者ハ乙種會員ニ限ルモノトス

附 則

第七條 本細則ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

第八條 贈與ノ標準ハ本會基金ノ増加及會員ノ累積ニ應ジ理事會ニ於テ量定スルモノトス

## 廣告料不拂ニ關スル委員會規定

第一條 日本新聞協會會則第三條ニ規定セル斯業發達ノ目的ヲ達スル爲メ廣告料金不拂者ニ關スル委員會ヲ設ク

第二條 委員ノ數ヲ若干名トシ理事會ニ於テ選舉ス委員ノ任期ハ一ケ年トス

第三條 甲種會員所屬ノ社ヨリ廣告料金不拂者ニ對シ取引ヲ拒絕シタル旨本協會ニ届出アリタルトキハ委員會ヲ開キ双方ニ就テ慎重ノ調査ヲ遂ゲタル上不拂通知ヲ發スヘキヤ否ヤヲ決ス

第四條 委員會ノ議決ハ過半數ノ委員出席シ其多數決ニ依ル

第五條 不拂通知ハ社ヲ代表スル甲種會員ニ對シテ之ヲ爲ス

第六條 前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ本協會ヨリ解除ノ通知アル迄ハ其所屬社ニ於テ商品名、商號、名稱ノ如何ヲ問ハズ不拂者ニ關スル廣告一切ヲ掲載セザルモノトス

第七條 不拂解除シタルトキハ第三條ニ依リ取引拒絕ヲ届出デタル者ヨリ速ニ其旨ヲ本協會ニ届出ツベシ

第八條 前條ノ届出アリタルトキハ委員會ニ其旨ヲ通知シ且ツ第五條ニ依リ通知ヲナシタル會員ニ之ヲ通知スベシ



松陽新報社  
臺南新報社  
廣告新聞社  
讀賣新聞社

理事長

岡崎國臣  
富地近思  
湯澤精司  
正力松太郎

日本電報通信社

理事

光永星郎

北海タイムス社  
信濃毎日新聞社  
東京朝日新聞社  
中外商業新報社  
弘報堂  
大阪毎日新聞社  
福岡日日新聞社  
臺灣日日新聞社  
新愛知新聞社

取締役支配人  
取締役  
庶務部長  
同社部長  
秘書局長  
營業局長  
東京支社長

山口喜一  
西築直三  
都築次郎  
江藤甚三  
佐藤三郎  
原田德次郎  
河村重太郎  
勝田重太郎

新潟毎日新聞社  
正路喜社  
名古屋新聞社  
時事新聞社  
伊勢新聞社  
秋田魁新報社  
高知新聞社  
中國新聞社  
中國新聞社  
讀賣新聞社  
都新聞社

監事

專務理事  
社務局長  
理事東京支局長  
取締役編輯局長  
社務取締役長  
專務取締役長  
副社長  
同社社長  
同社社長

小柳徹吉  
布屋徹三  
大宮正三  
伊藤正三  
松本吉晴  
中村重吉  
野村重吉  
山本實一  
柿原政一  
正力松太郎  
福田英助

報知新聞社  
河北新聞社  
日本弘業通信社

評議員

取締役  
同社社長

三木七郎  
一力次郎  
與田富藏







秋田魁新報社  
 岐阜日日新聞社  
 時事新報社  
 松陽新報社  
 日本電報通信社  
 北海タイムス社  
 信濃毎日新聞社  
 東京朝日新聞社  
 中外商業新報社  
 弘報堂  
 大阪毎日新聞社  
 福岡日日新聞社  
 報知新聞社  
 新愛知新聞社  
 神戸新聞社  
 新潟毎日新聞社  
 正路喜報社  
 名古屋新聞社  
 河北新報社

社務取締役  
 社務編輯局長  
 副社長  
 支配人  
 庶務部長  
 同社部長  
 秘書長  
 營業部長  
 東京支局長  
 社務部長  
 社務部長  
 社務部長  
 社務部長  
 社務部長

中村重  
 高橋嘉津  
 伊藤正徳  
 勝部右衛門  
 光永星一郎  
 山口喜一郎  
 西山澤  
 都築直三  
 江藤甚三  
 佐藤三  
 原田徳次  
 三木七郎  
 勝田重太郎  
 進藤信太郎  
 小柳調平  
 布柳一徹  
 森屋一  
 一力次郎

日本弘業通信社  
 釜山日報社  
 名古屋新聞社  
 九州日報社  
 名古屋毎日新聞社  
 岩手日報社  
 讀賣新聞社  
 都新聞社  
 長崎新聞社  
 静岡新聞社  
 静岡民友新聞社

同社局長  
 東京支局長  
 常務取締役  
 專務取締役  
 社務部長  
 同社部長  
 同社部長  
 同社部長  
 同社部長  
 同社部長  
 同社部長  
 同社部長

與田富藏  
 芥川富  
 大宮伍三  
 河野三  
 鈴木秀三  
 太田孝三  
 正力松太  
 福田英太郎  
 橋本辰二  
 江本勝太郎  
 大河石光  
 大石光

中外商業新報社  
 大阪朝日新聞社  
 東京日日新聞社  
 神戸新聞社  
 萬年新聞社  
 大阪朝日新聞社

築田欽次郎  
 今村宗太郎  
 島田昇平  
 酒井謙吉  
 高木貞二  
 北村榮三郎

廣告料不拂通知に關する委員

報知新聞社  
新愛知新聞社  
內外通信社

### 用紙問題調査常任委員

中外商業新報社  
都新聞社  
福岡日日新聞社  
東京日日新聞社  
東京朝日新聞社  
新愛知新聞社  
名古屋新聞社  
河北新報社  
信濃日日新聞社  
臺灣日日新聞社  
北海タイムズ社  
旭川新聞社  
中國民報社  
九州日日新聞社

三木七郎  
勝木重博  
瀨田太  
三

策田英次  
福田德次  
吉田鶴次  
石井光次  
岡田伊三  
森力次  
小坂武次  
河村喜秋  
山口中  
田中政  
柿原野  
草野

昭和七年十月二十日印刷  
昭和七年十月二十五日發行

編輯發行人

迫大平

發行所

日本新聞協會

東京市京橋區銀座四ノ四

凸版印刷株式會社分會場印刷

終

